

## ○合志市公共施設予約システムの運用等に関する規則

令和 8 年 1 月 2 6 日

教委規則第 1 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、合志市教育委員会の管理する合志市公共施設に係る公共施設予約システム(公共施設の利用に係る事務を一定の手順に従って自動的に処理する電子情報システムをいう。以下「予約システム」という。)の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象施設)

第 2 条 予約システムの利用の対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる施設とする。

- (1) 合志市公民館条例(平成 18 年合志市条例第 76 号)に規定する施設
- (2) 合志市三つの木の家条例(平成 18 年合志市条例第 78 号)に規定する施設
- (3) 合志市民センター条例(平成 18 年合志市条例第 79 号)に規定する施設
- (4) 合志市ひまわり公園条例(平成 18 年合志市条例第 81 号)に規定する施設
- (5) 合志市民グラウンド条例(平成 18 年合志市条例第 91 号)に規定する施設
- (6) 合志市テニスコート条例(平成 18 年合志市条例第 92 号)に規定する施設
- (7) 合志市民体育館条例(平成 18 年合志市条例第 95 号)に規定する施設
- (8) 合志市武道館条例(平成 18 年合志市条例第 96 号)に規定する施設
- (9) 合志市立小・中学校施設使用料徴収条例(平成 18 年合志市条例第 93 号)に規定する施設
- (10) 合志市立学校運動場夜間照明施設条例(平成 18 年合志市条例第 94 号)に規定する施設

### (利用者登録の申請)

第 3 条 公共端末又はインターネット等から予約システムを利用して対象施設の予約申込み、予約の確認等を行おうとする者は、あらかじめ利用者登録を受けなければならない。

2 利用者登録を受けようとする者は、予約システムを通じて、教育委員会が定める所定の事項を入力し、申請を行うものとする。

3 利用者登録は、原則として各団体につき 1 件のみできるものとする。

### (利用者登録の決定)

第 4 条 教育委員会は、前条第 2 項の規定により申請を行った者が登録資格を有すると認めるときは、当該申請の事項を予約システムに登録するとともに、利用登録を受けた者(以下「登録者」という。)ごとに異なる利用者登録番号(以下「利用者 ID」という。)を設定し、電子メール等の通知機能により当該申請者に通知する。

2 教育委員会は、申請内容が不相当と認めるときは、その旨及び理由を付して、電子メール等の通知機能により登録申請者に通知するものとする。

(利用者 ID の利用制限)

第 5 条 前条の規定による登録者は、利用者 ID を第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。

(利用者登録事項の変更)

第 6 条 第 4 条の規定による登録者は、利用者登録した事項に変更があったときは、予約システム上の機能により変更を直ちに行わなければならない。

(利用者登録の抹消)

第 7 条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者登録を抹消することができる。

- (1) 他の登録者の適正な利用を妨げる行為が認められたとき。
- (2) 本規則又は公共施設の管理に関する規程に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により利用者登録を抹消した場合は、速やかに当該登録者に書面にて通知するものとする。

(利用の制限)

第 8 条 教育委員会は、登録者が本規則に定める事項について違反すると認められる場合は、予約システムの利用を制限することができる。

2 違反の基準及び予約システムの制限内容については、教育委員会が別に定めるものとする。

(予約の申込み等)

第 9 条 登録者は、対象施設の予約の申込みをしようとするときは、対象施設の関係規則で定める手続きに代えて、予約システムにより申込みを行うことができる。

2 教育委員会は前項の規定による申込みを受けたときは、対象施設の関係規則で定める手続きに代えて予約システムにより利用許可等の通知することができる。

3 登録者は、予約システムに利用者 ID 及びパスワードを入力し、必要事項を入力することにより、予約システムによる対象施設の予約及び予約の確認等を行うことができる。

(予約の決定方法)

第 10 条 対象施設の利用の予約ができる者の決定は、予約システムによる申込みの順序により行うものとする。

(予約申込期間等)

第 11 条 登録者は、別表に掲げる対象施設及び団体等の区分に応じ、それぞれ同表に定める予約申込期間内に予約の申込みを行うことができる。

2 インターネット等の利用による予約システムの受付時間は、原則として 24 時間とし、対

象施設の予約窓口で予約の申込みを行う場合は、当該対象施設の事務受付時間内とする。ただし、予約システムの点検等、教育委員会が特に必要があると認める場合は、予約システムの一部又は全部を停止することができる。

(使用料金の支払い)

第12条 第10条の規定による予約の決定を受けた者(以下「予約者」という。)は、使用料金を予約が決定した日から5日以内に支払うものとし、予約決定日から使用日の前日までの期間が5日未満の場合は、使用日の前日までに支払うものとする。

(予約の取消し)

第13条 予約者は、当該対象施設を使用しないことが明らかになったときは、速やかに予約の取消しを行わなければならない。

2 予約者が使用料金を定められた期日までに納付できない場合は、自動的にその予約は取消されるものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 教育委員会は、利用者登録及び予約システムの利用に際し取得した氏名、連絡先その他の個人情報(以下「個人情報」という。)を、予約システムの運用、対象施設への提供、登録者への連絡及び関連情報の提供のために利用するものとする。

2 教育委員会は、前項に定める利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報を厳重に管理するものとし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令を遵守するものとする。

3 教育委員会は、法令に基づく場合及び登録者の同意がある場合を除き、登録者の個人情報を第三者に開示又は提供しないものとする。

4 個人情報の取扱いに関する詳細については、合志市個人情報保護法施行条例(令和4年合志市条例第17号)に従うものとする。

(免責事項)

第15条 教育委員会は、予約システムの保守、点検、機能改善、天災地変、通信回線の障害その他教育委員会の責めに帰することができない事由により、予約システムの全部又は一部の提供を中断又は停止する場合がある。この場合、登録者に生じた損害について、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

2 登録者は、利用者ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について、教育委員会に一切の責任を追及しないものとする。

3 教育委員会は、予約システムの利用により登録者に生じた一切の損害について、いかなる場合も賠償の責任を負わないものとする。ただし、教育委員会の故意又は重過失により登録者に直接かつ現実に生じた損害に限り、その賠償の責任を負うものとする。

4 予約システムを通じて提供される情報及び予約システムの機能等について、教育委員会は、その完全性、正確性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

(禁止事項)

第 16 条 登録者は、予約システムの利用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)利用者登録の申請において、虚偽の情報を登録する行為
- (2)不正な手段により予約システムにアクセスし、又は予約システムを改ざんする行為
- (3)自己の利用者 ID 及びパスワードを第三者に不正に利用させる行為
- (4)他者になりすまして予約システムを利用する行為
- (5)予約した対象施設の利用する権利を営利目的で転売又は譲渡する行為
- (6)他の利用者の予約システムの利用を妨げる行為、又は予約システムの運営を妨げる行為
- (7)法令又は公序良俗に反する行為
- (8)その他教育委員会が不適切と判断する行為

(規則の改正)

第 17 条 教育委員会は、必要と判断した場合、登録者に事前に通知することなく、本規則の全部又は一部を改正することができる。

2 本規則の改正後に登録者が予約システムを利用した場合、登録者は当該改正に同意したものとみなす。

(本規則への同意)

第 18 条 登録者は、本規則に同意しない限り、予約システムを利用することができないものとする。

(施設利用上の遵守事項)

第 19 条 登録者は、予約システムを通じて対象施設を利用するにあたり、本規則に加えて、当該対象施設の管理に関する条例、規則、その他教育委員会が定める施設利用上の遵守事項（以下「施設利用規則等」という。）を遵守しなければならない。

2 登録者が施設利用規則等に違反した場合、登録者は教育委員会の指示に従うものとする。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は合志市教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 2 月 26 日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な準備行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

別表(第 11 条関係)

対象施設	施設区分	団体等の区分	予約申込期間
第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げる施設	社会教育施設	市内団体	利用期日の属する月の 2 か月前の月の初日から利用期日の 2 日前まで
		定期利用コミュニティ団体	利用期日の属する月の 3 か月前の月の 20 日から利用期日の 2 日前まで
		市外団体	利用期日の属する月の 1 か月前の月の初日から利用期日の 2 日前まで
第 2 条第 5 号及び第 6 号までに掲げる施設	社会体育施設（グラウンド）	市内団体	利用期日の属する月の 2 か月前の月の 15 日から利用期日する日の 2 日前まで
		スポーツ少年団	利用期日の属する月の 3 か月前の月の 20 日から利用期日する日の 2 日前まで
		市外団体	利用期日の属する月の 1 か月前の月の 15 日から利用期日する日の 2 日前まで
第 2 条第 7 号及び第 8 号までに掲げる施設	社会体育施設（体育館）	市内団体	利用期日の属する月の 2 か月前の月の初日から利用期日の 2 日前まで
		スポーツ少年団	利用期日の属する月の 3 か月前の月の 20 日から利用期日の 2 日前まで
		市外団体	利用期日の属する月の 1 か月前の月の初日から利用期日の 2 日前まで
第 2 条第 9 号及び第 10 号までに掲げる施設	学校施設 社会体育利用	市内団体	各学校において学校長が別に定める期間
		スポーツ少年団	

備考

- 1 市内団体とは、構成人数の半数以上が市内在住者・市内在勤者・市内在学者である団体をいう。
- 2 定期利用コミュニティ団体とは、定期的に同一施設を利用している 5 人以上の団体で、構成人数の半数以上が市内在住者・市内在勤者・市内在学者であり、非営利団体である条件を満たし、市に許可された団体をいう。
- 3 スポーツ少年団とは、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団に登録した団体で構成人数の半数以上が市内在住者・市内在勤者・市内在学者である団体をいう。